

議案第2022号

特殊建築物の敷地の位置について(郡山市)

1 建築基準法第51条(特殊建築物の位置)

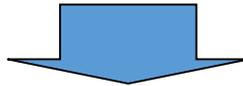
都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合には、この限りでない。

※特定行政庁：建築基準法を執行する機関(建築主事が置かれている自治体の長)

2 建築基準法施行令で定める処理施設

建築基準法第51条に規定する「その他政令で定める処理施設」とは、廃棄物処理法施行令第5条に規定する『ごみ処理施設』及び同令第7条に規定する『産業廃棄物処理施設』を指す。

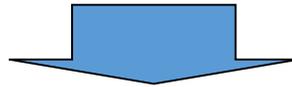


廃棄物処理法施行令第7条

- (第7号)
廃プラスチック類の破砕施設
(1日当たりの処理能力が5 tを超えるもの)
- (第8の2号)
木くず、がれき類の破砕施設
(1日当たりの処理能力が5 tを超えるもの)

2 建築基準法施行令で定める規模の範囲

建築基準法51条に規定する「政令で定める規模の範囲内」とは、建築基準法施行令第130条の2の3の規定に定める規模である。

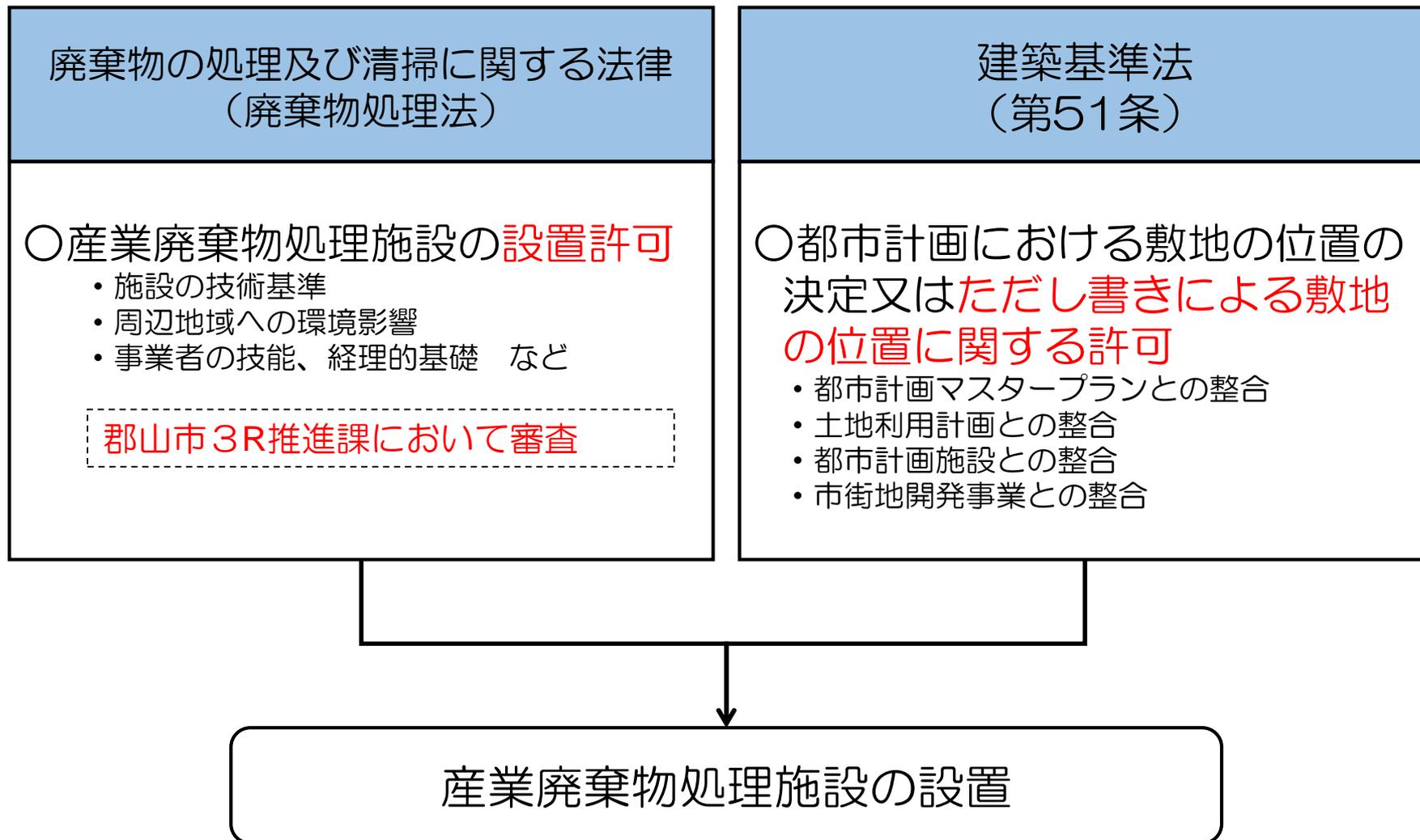


建築基準法施行令
第130条の2の3

(第1項第3号チ)
工業専用地域内における廃プラスチック類の破砕施設
(1日当たりの処理能力が6 tを超えるもの)

(第1項第3号ヌ)
工業専用地域内における木くずの破砕施設
(1日当たりの処理能力が100 tを超えるもの)

3 産業廃棄物処理施設の設置に必要な手続き

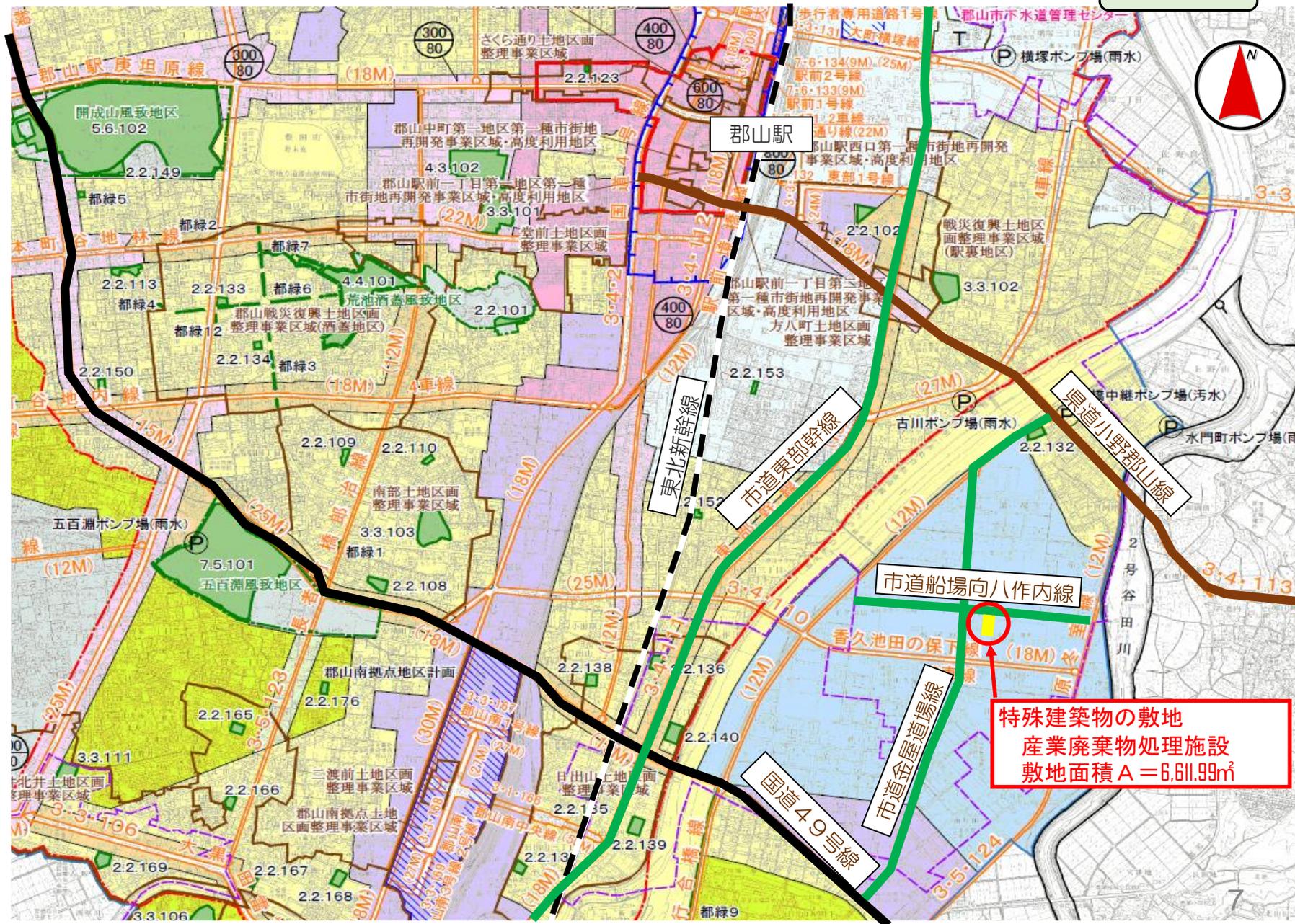


4 建築基準法第51条ただし書きによる許可の基本方針 « 4つの視点からの都市計画上の支障の有無 »

基本方針	具体的な要件
1 都市計画マスタープランとの整合	・市町村都市計画マスタープランの内容と著しく乖離しないこと
2 土地利用計画との整合	・市街化調整区域には、原則として設けないこと ・用途地域は、原則として住居系用途地域を避け、工業系用途地域 とすること ・地区計画等に整合していること
3 都市計画施設との整合	・道路、公園等の都市計画施設に支障を与えないこと
4 市街地開発事業との整合	・市街地開発事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業等)に整合していること

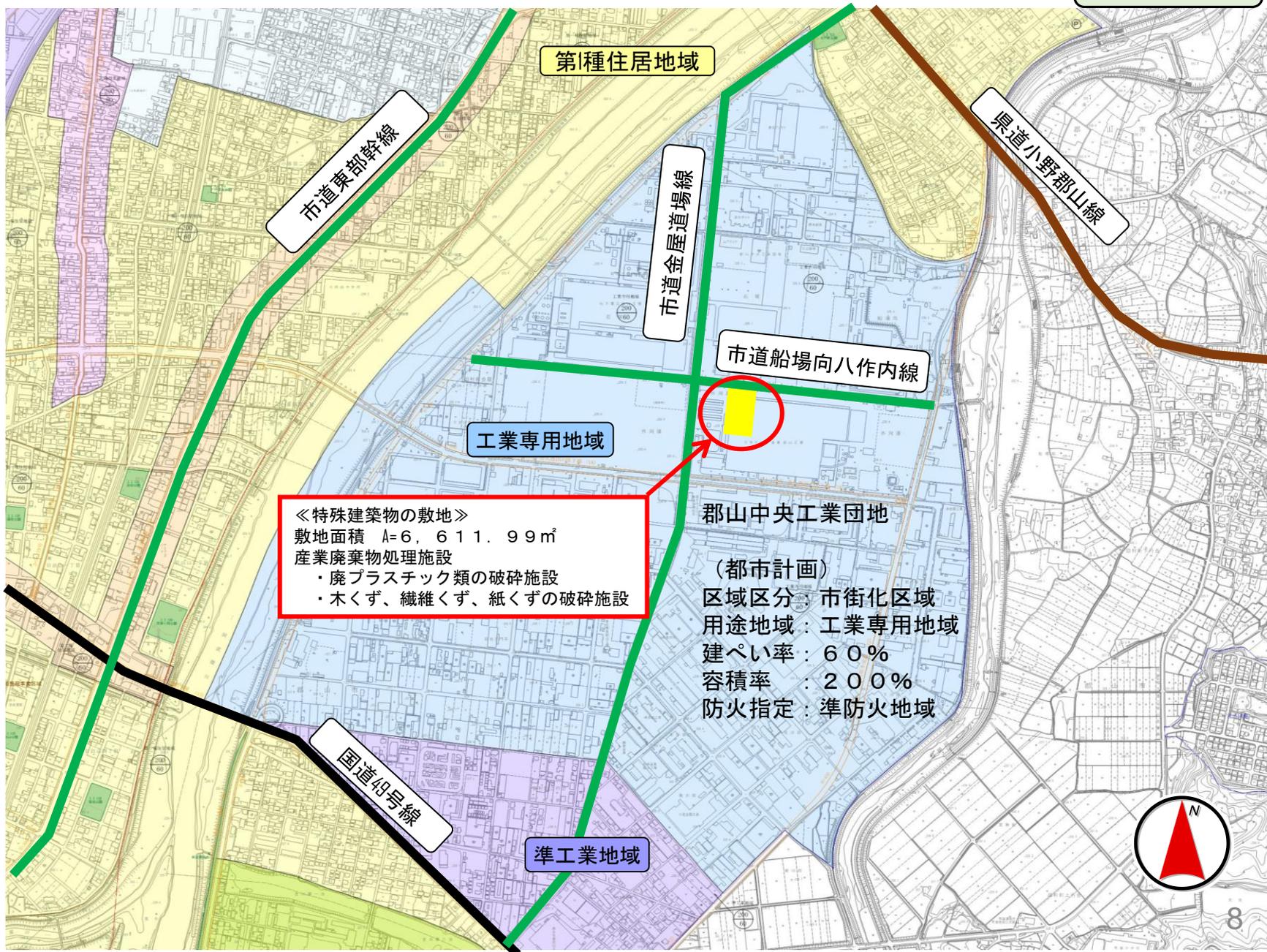
5 特殊建築物の位置

位置図①



5 特殊建築物の位置

位置図②



6 事業者の概要

【設置を予定している会社の概要】

- 社名 株式会社 ログ
- 代表者 代表取締役 金田 彰
- 本社所在地 群馬県太田市西新町13番地3
- 現在の事業 一般廃棄物:再生処理、収集運搬/製紙原料:売買、輸出/
製鉄原料及び非鉄金属:売買、輸出
プラスチック原料:売買、輸出/不動産の売買、賃貸及び管理/総合リース業/
有価証券の運用/
特定労働者派遣事業/事務所、店舗等の企画、設計、管理に関するコンサルタント業務

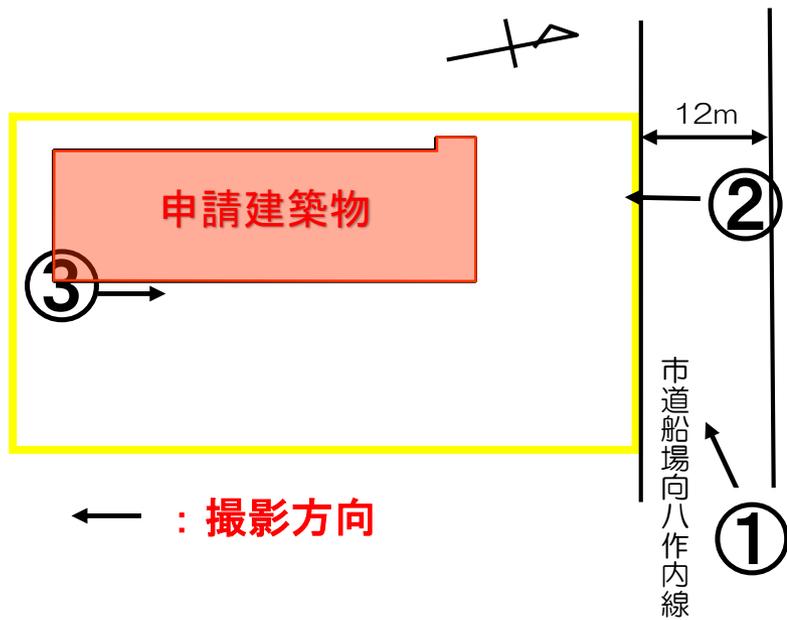
【設置を予定している産業廃棄物処理施設の概要】

- 施設名 株式会社 ログ
- 所在地 福島県郡山市字外河原8番4
- 用途地域 工業専用地域
- 敷地面積 6,611.99 m²
- 建物床面積 1,808.00 m²

【中間処理の概要】

- 受入品:建物解体に伴う廃材
- 処理の概要:産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、木くず、繊維くず、紙くず（付着物のみ:コンクリートがら、鉄くず）
- 施設の稼働時間:24時間
- 施設の種類及び処理能力（建築基準法第51条ただし書き許可に係るもの）
廃プラスチック類(断熱材等)の破碎施設
【2次破碎機】: 519.60t/日 > 6t/日(法の規模)
木くず(木廃材)の破碎施設
【1次破碎機】: 1,048.80t/日 ・ 【2次破碎機】: 858.00t/日 > 100t/日(法の規模)

8 現地の状況



②



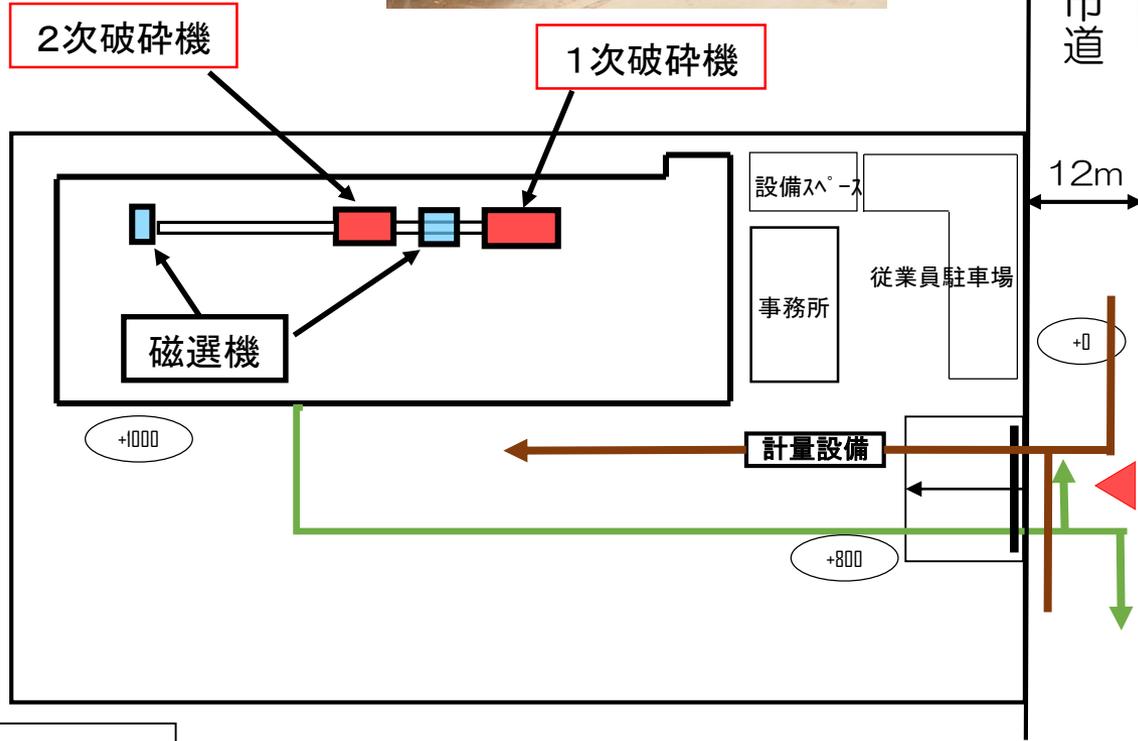
①



③



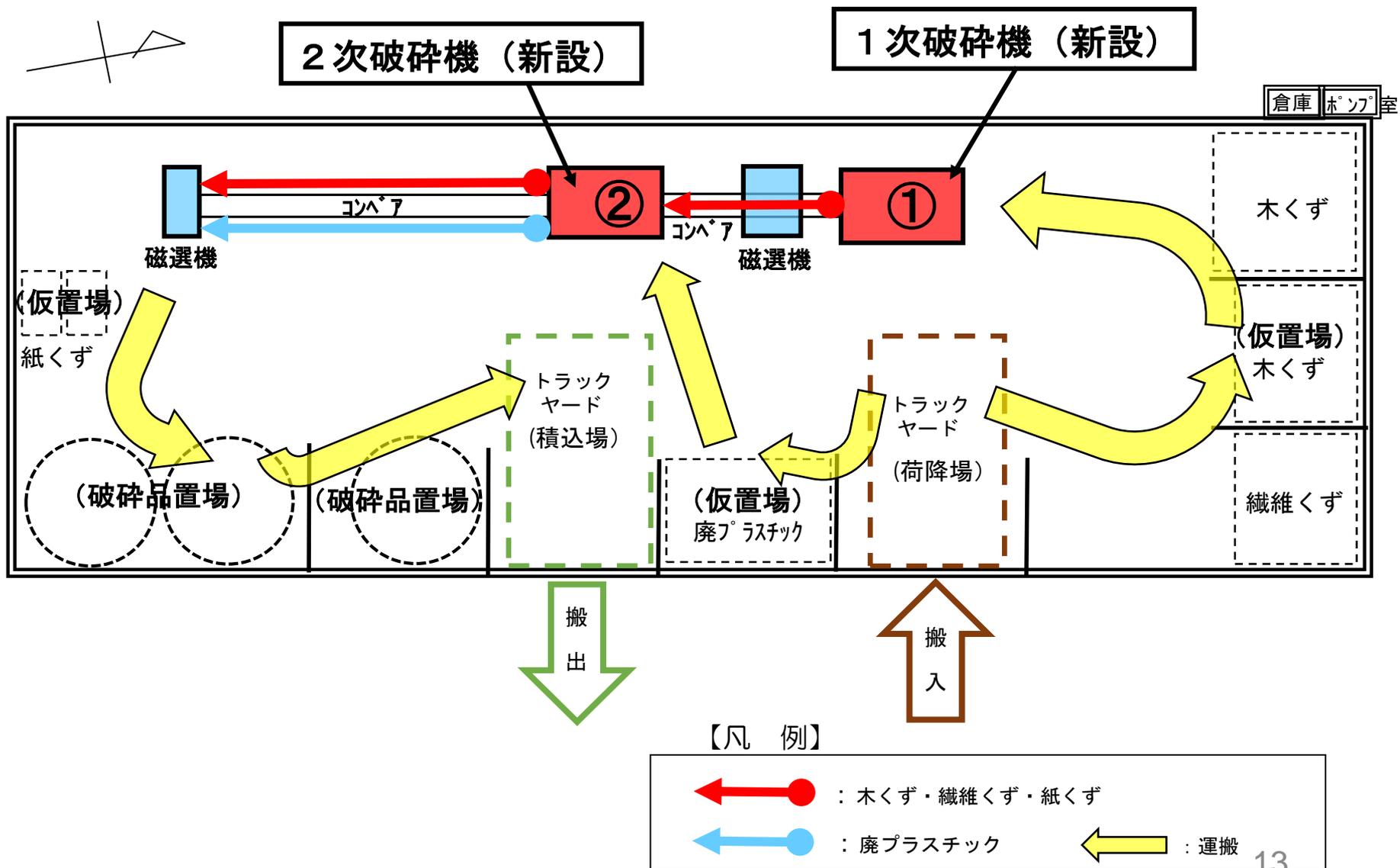
9 搬出入導線図



【凡 例】

- : 搬入動線
- : 搬出動線

10 処理フロー図



11 建築基準法第51条ただし書きによる許可の基本方針

《 4つの視点からの都市計画上の支障の有無 》

基本方針	支障の有無
1 都市計画マスタープランとの整合	<p>当該地は、工業団地内に位置し、市都市計画マスタープランの方針で「生産機能の維持に努めるとともに、工業拠点として多様な企業の集積」と位置づけている。上位計画である県中都市計画区域マスタープランにおいても、「その生産性を維持するとともに、産業環境の向上に向け必要に応じて都市基盤の整備を推進する」とされている。</p> <p>以上から、都市計画マスタープランの内容とは、著しく乖離していないと考えられる。</p>
2 土地利用計画との整合	<p>当該地は、市街化区域の「工業専用地域」であり、施設の立地を抑制する地区計画もないことから、土地利用計画との整合が図られていると考えられる。</p>
3 都市計画施設との整合	<p>当該地は、都市施設としての道路、公園等の指定は無いが、工業団地の道路幅員は12mから22mの市道が整備されている。交通処理上支障はなく、新たな都市施設の計画もないことから、都市計画施設との整合は図られていると考えられる。</p>
4 市街地開発事業との整合	<p>当該地は、工業団地として道路や区画の整備が完了しており、多くの工場や事業所等が立地し操業を開始している。</p> <p>新たな市街地開発事業の計画は予定されていないことから、当該区域の都市計画と整合は図られていると考えられる。</p>